

実習教育における障害を持つ学生支援に求められる合理的調整

ー法規範、ガイドライン等における合理的調整規定を題材としてー

○ 静岡福祉大学 鈴木 政史 (05689)

群馬医療福祉大学 宮本 雅央 (06674)

群馬医療福祉大学短期大学部 柳澤 充 (07840)

キーワード：合理的調整、実習教育、障害学生支援

1. 研究目的

2006年12月13日のThe sixty-first session of the General Assembly（第61回国連総会本会議）において採択された、「Convention on the Rights of Persons with Disabilities（障害者の権利に関する条約）」は、第24条で教育における差別禁止を規定した。また、1990年に制定された「The American with Disabilities Act(Public Law 101-336)」を契機に世界各国で差別禁止法が制定され、オーストラリアの「Disability Discrimination Act (Act No.135 of 1992)」第3条、第22条やイギリスの「Equality Act 2010 (CHAPTER 15)」第6編、韓国の「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」（法律第10280号）第2節などでも教育における差別禁止を規定した。

これらの条約や法規範では教育上の差別を禁止するだけでなく、個人に必要な合理的調整¹の提供義務を定め、当然のことながらそれらの規定は実習教育においても適用される。本研究では条約や法規範、ガイドライン等における合理的調整を国際比較し、実習教育における障害を持つ学生支援に必要な合理的調整について考察した。

なお、他言語を日本語に翻訳する場合、適切な日本語表現には限界があるため、本研究では引用部分以外は原文を表記し、参考として日本語の仮訳文・仮訳語を併記した。

2. 研究の視点および方法

「Convention on the Rights of Persons with Disabilities（障害者の権利に関する条約）」、オーストラリア、イギリス、韓国の差別禁止法制、オーストラリアのDisability Standards（障害基準）、イギリスのCode of Practice（実施基準）、「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成23年度改訂版）」、国内の差別禁止条例、専門職養成教育における合理的調整の内容および具体例を比較し、実習教育における障害を持つ学生支援に必要な合理的調整のあり方に関して考察した。

3. 倫理的配慮

本研究は2010年4月1日に施行された「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」

¹ 「Accommodation」の訳語としては「配慮」が一般的であるが、本研究では「調整(Adjustment)」と表記する。

を指針した。なお、引用・参考文献についてはすべて当日配布資料に記載する。

4. 研究結果

「Convention on the Rights of Persons with Disabilities (障害者の権利に関する条約)」第24条は教育制度一般からの排除禁止と平等かつ包摂的な教育機会の保障を定めている。そして、個人に必要とされる合理的調整義務を規定し、その合理的調整にはコミュニケーションエイドの活用、社会の言語的な同一性の促進、移動手段の確保、障害者相互支援、手話または点字についての能力を有する教員の雇用、教育従事者に対する研修、意思疎通および障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を明記している。

日本では、日本学生支援機構(2011)が「教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成23年度改訂版)」を発行し、支援機器の使用、資料・書類作成支援、移動支援、情報保障者・介助者の確保と派遣などを障害を持つ学生に対する必要な支援を例示した。

一方、諸外国では法規範や Disability Standards (障害基準)、Code of Practice (実施基準)によって障害を持つ人に対する合理的調整の定義、具体例を示している。例えば、韓国は「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」(法律第10280号)によって、教育補助人員の配置、意思疎通手段の提供などを便宜供与義務として規定した。また、オーストラリアでは「Disability Standards for Education 2005(教育における障害基準2005)」に necessary specialised equipment (必要な専用装置)、trained support staffs (訓練されたスタッフ)の提供などを合理的調整として明記した。そして、イギリスでは「Draft Code of Practice: Schools in England and Wales (実施基準草案: イングランドとウェールズにおける教育機関)や「Draft Code of Practice: Further and Higher Education (実施基準草案: 継続高等教育)」で詳細な合理的調整の具体例を示した。

これらの合理的調整は実習教育においても不可欠であり、教育機関、実習施設・機関は条約や法規範に基づいてガイドラインを作成し、合理的調整を通じて障害を持つ学生の実習教育を支援すべきであろう。

5. 考察

本研究では実習教育における障害を持つ学生に対する合理的調整について考察したが、これまでも教育機関は物理的環境整備、支援機器の使用、情報保障、支援者の確保などの合理的調整を実施しており、障害を持つ学生の学習環境は改善されている。しかしながら、実習教育の現状は多くの場面で実習施設・機関の実習指導者、養成機関の教職員による非組織的な支援に依存していると言わざるを得ない。

今後、実習教育において障害を持つ学生に対する合理的調整を保障し、包括的教育制度(Inclusive Education System)を実現するためにも、ガイドラインの作成が急務である。